

7 重点プロジェクト

重点プロジェクト「夢あふれる未来」

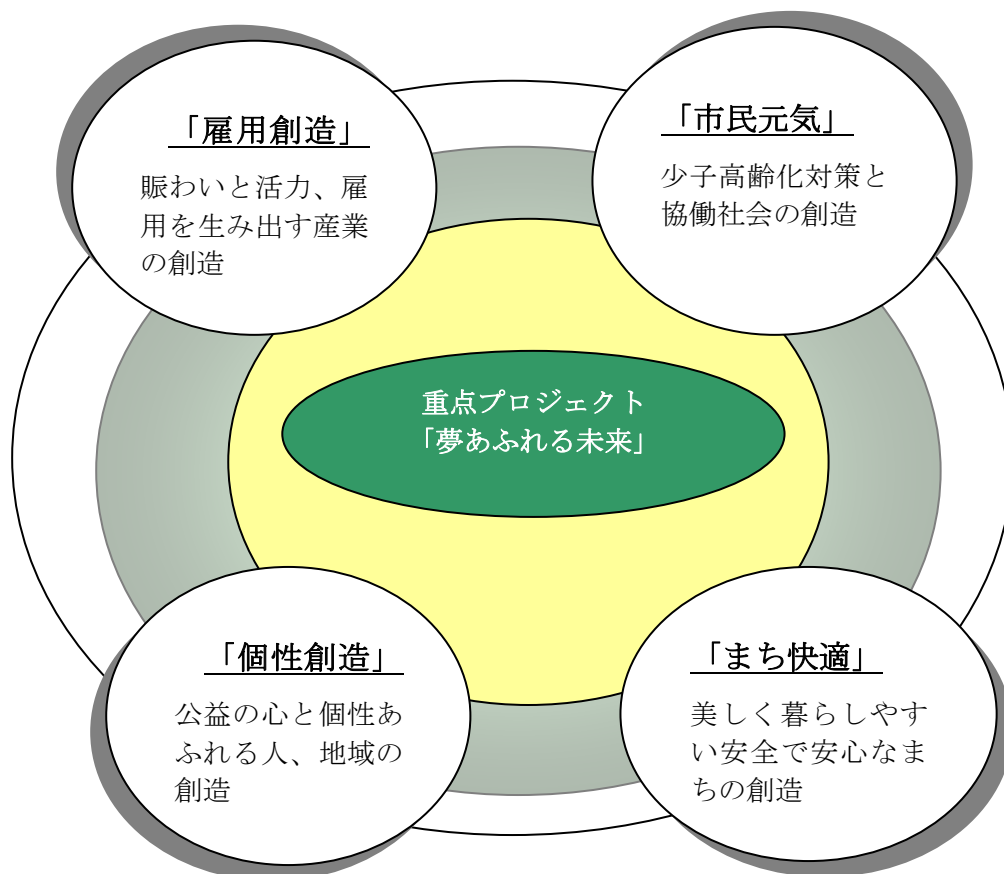
選択と集中

地方自治体を取り巻く状況は年々厳しさを増す中、今後も高齢社会の進展などによる義務的経費の増加が見込まれます。多様化する市民ニーズに対応しながら、本市が更なる発展を遂げるためには、限られた財源を有効に活用し、選択と集中により施策を実現する必要があります。

重点プロジェクトは、本市の置かれている状況を踏まえ、この10年間で最優先の課題として、重点的にかつ横断的に取り組む施策です。

重点プロジェクトが目指すもの

選択と集中の視点のもと、市民、事業者、関係団体、行政が一丸となって、「雇用創造」「市民元気」「個性創造」「まち快適」の4つのプロジェクトに取り組みます。そして、4つのプロジェクトを有機的に結合し、総合力を発揮することにより、本市の最重要課題である雇用の拡大と人口減少の抑制を図り、本市の「夢あふれる未来」を築きます。



雇用創造プロジェクト

～ 賑わいと活力、雇用を生み出す産業の創造 ～

(プロジェクト推進の方向性)

本市の産業は、依然として他市と比べ厳しい状況となっています。雇用の拡大を図るため、地域産業の育成と特にものづくり企業の育成、誘致を積極的に推進します。

複合経営による農業所得の向上、地域材活用による林業の振興、交流の拡大による観光の産業化を図ります。

農林水産業と商工業の連携、農林水産業と観光の連携、6次産業化の推進など、異業種交流による新たな産業の創出を支援します。

また、地域活性化に必要な高速交通網の整備や港湾機能の充実、強化を図り、本市の地域産業を総合的に発展させることで、市民の働く場を確保するとともに、就業しやすい環境を整備し、市民所得の向上を図ります。

(プロジェクトを進めるための施策)

重点施策1) 地域を支える基盤づくり

施策の概要

地域産業の育成と企業誘致により工業全体の強化を図る必要があります。特にものづくり企業の育成や誘致は、本市にとって最も重要な施策となります。ものづくり企業への助成制度、融資制度を充実します。また、新規支援制度や企業表彰制度を活用するなど、地域企業の活性化を促進し、技術開発研究や企業交流の拡大を図ります。

個別施策

番号	具体的推進策	事業主体	概要
1	産学官連携による支援	事業者、教育機関、行政	産学官連携により、ものづくりによる地域産業の育成と強化を図ります。
2	事業拡張しやすい環境の整備	行政	既存融資制度の充実を図りながら企業が事業拡張しやすい環境づくりを進めます。
3	企業間連携による取引先企業開拓の促進	商工団体、事業者、市	企業間の交流を積極的に働きかけ、共同研究や共同開発を促進します。
4	立地しやすい社会基盤等の整備促進	行政	既存工業団地などの社会基盤等の整備を図り、企業が立地しやすい環境を整備します。
5	企業誘致体制の充実	商工団体、市	首都圏の同窓会組織等からの協力を得ながら、積極的な企業誘致活動を展開します。
6	立地優遇制度等の充実	行政	用地取得等への支援、固定資産税相当額の助成等のほか、土地のリース制度等企業が投資しやすい環境を整備します。
7	リサイクルポート機能を生かした環境保全型企業の集積	事業者、行政	リサイクルポート指定港によるメリットを生かし関連企業の集積を図ります。

8	京田西地区へのものづくり、情報関連企業の集積	市	工業団地の優位性と助成制度などの投資環境を整備し、ものづくり企業や情報関連企業など、製造業の集積を図ります。
---	------------------------	---	--

目標数値

項目	算出方法	策定時 (18年度)	23年度 実績	5年後 (24年度)	10年後 (29年度)
新規企業立地件数	立地実績	2件	5件 (累計)	25件 (累計)	50件 (累計)

◎ 工業団地の完売を目標数値として、新規雇用の創出を図ります。(目標年度の数字は分譲区画数の実績による累計)

重点施策2) 賑わいをもたらす観光の産業化

施策の概要

高速交通ネットワークの整備や酒田夢の倶楽、さかた海鮮市場などの観光拠点のオープンにより、国内外から多くの観光客が訪れています。観光客から長く市内に滞在してもらうため、ビジネス型ホテルと旅館の利点を生かした「泊」「食」を分離した取り組みを促進します。また、本市の特徴である港町特有の粹な文化と恵みを生かした食を大きな柱として、もてなしの環境づくりを進め、歴史的資源が集積する中心市街地への街なか観光を推進します。さらに、鳥海山をはじめとする自然資源を有する八幡、松山、平田地区と市街地の観光施設を結びつけるため、新たな観光ルートを開発するとともに、日帰り型、宿泊型のグリーン・ツーリズムによる体験観光を促進するなど他産業と連携した観光の産業化を推進します。

個別施策

番号	具体的推進策	事業主体	概要
1	街なか観光の充実	観光団体、事業者、市民、市	観光拠点を結ぶ街歩きや泊食分離の滞在型観光など、観光客のニーズに対応した市街地観光の充実に取り組みます。
2	着地型観光の推進	観光団体、事業者、市民、市	農林水産業、商工業や観光ガイド等との連携を強化し、体験型イベント、グリーン・ツーリズム、食、歴史文化、自然等を対象としたテーマ観光など、本市の魅力を発信する観光を促進します。
3	観光の国際化への対応	観光団体、事業者、市	外国人観光客に対応した観光案内や施設整備を行うとともに通訳ガイドを養成します。
4	広域観光ルートの企画	観光団体、事業者、市	1か所でも多くの観光地、観光施設を訪れてもらうための観光ルートが必要であることから、観光団体、事業者、市が一体となって魅力的なルートを企画します。

目標数値

項目	算出方法	策定時 (18年度)	23年度 実績	5年後 (24年度)	10年後 (29年度)
観光施設等入込数	入込実績	3,181千人	3,055千人	3,500千人	4,000千人

◎ 観光施設等の入込数を目標数値として、観光産業の拡大による雇用の創出を図ります。

重点施策3) 魅力あふれる農林水産業の振興

施策の概要

農業では、意欲と能力のある担い手の育成と確保に積極的に取り組み、効率的かつ安定的な農業経営体の組織化と農業生産の向上を図ります。認定農業者と集落営農組織を地域農業の担い手に位置付け、農業経営に関する各種施策を集中的、重点的に実施します。集落営農では労力の効率的活用により、土地利用型作物や園芸等での生産拡大を図り、農業による通年雇用の確保と農業所得向上施策を展開します。また、安全かつ安心で高品質な農産物、付加価値の高い農産物の生産と、農商工連携および6次産業化を推進するとともに産地直売等による生産者と消費者の交流を通じた地産地消や食育事業を推進します。

林業では地域材循環システムによる地域経済の活性化を促進し、漁業では資源管理型漁業等の推進による資源の確保に努めます。

個別施策

番号	具体的推進策	事業主体	概要
1	認定農業者制度、集落営農組織等法人化の促進	事業者、行政	認定農業者と集落営農組織の活動強化を図るため、技術や経営管理能力の向上を図ります。農地の面的な利用集積と機械の共同利用等による法人化に向けた取り組みを推進します。
2	安全安心、高品質な農産物づくりの促進	事業者、農業団体、市	有機米、特別栽培米をはじめとする安全で安心、食味の良い農産物づくりと産地直売や農家レストランによる交流を推進します。
3	高付加価値作物の生産促進	事業者、農業団体、市	水田畑作における所得確保対策として園芸作物の拡大を推進します。果樹、園芸等との複合化による特色ある農産物生産により、通年雇用と安定的な経営体制の整備を促進します。
4	農商工連携および農林水産業の6次産業化の推進	事業者、農林水産業団体、市	新たな特産品の開発や製造を通じ、農林水産物の付加価値向上による生産拡大や販路拡大を図るために、農商工連携および農林水産業の6次産業化への取り組みを推進します。

5	食育・食農教育の実践	家庭、学校、市民団体、行政	酒田市食育・地産地消推進計画に基づき、地元食材を使った食育の推進、米の消費拡大、地産地消など食育事業を総合的に展開します。
6	地域材のブランド化とネットワークづくり	事業者、市	流通実態に即した間伐材、主伐材の品質向上と地域材の安定供給と利用拡大に取り組み、木材、製材、建築等流通に関わる事業者のネットワークを構築します。
7	資源管理型漁業の推進	事業者、行政	種苗放流や栽培漁業、漁場整備を総合的に実施し、つくり育てる漁業を推進します。
8	水産物のブランド化	事業者、市	水産物新商品の開発を促進します。

目標数値

項目	算出方法	策定時 (18年度)	23年度 実績	5年後 (24年度)	10年後 (29年度)
農業産出額	農林水産統計	198億円	-	-	-
農業収入	課税データ	-	-	176億円	185億円
法人化された 農業経営体数	庄内総合支庁 調べ	17経営体	21経営体	45経営体	93経営体
木材素材の消費量	庄内総合支庁 調べ	(18年度) 6,665 m ³	12,418 m ³	7,500 m ³	9,500 m ³
漁獲量	「山形県漁業 協同組合」統 計、「山形県の 水産」統計	2,380トン	3,303.8トン	2,400トン	2,500トン
漁業生産額		1,211百万円	1,140百万円	1,200百万円	1,600百万円

- ◎ 「山形農林水産統計年報」において、平成20年度（平成19年産出額）より市町村単位の集計および公表がなされていないため、24年度以降は、課税データをベースとした目標数値を設定し、認定農業者や集落営農組織等の生産体制を強化することにより農業収入の向上を目指します。
- ◎ 法人化された農業経営体数を目標数値として、農産物の生産体制の充実による雇用の確保を促進するため、市内の集落営農組織等の法人化を促進します（目標年度の数字は累計）。
- ◎ 木材消費には年度ごとに波があるため、木材素材の生産量を目標数値として、地域産材の利活用の促進と流通のネットワーク化などを図ることにより、安定的な地域材の活用と産業の活性化を促進します。
- ◎ 資源確保等により酒田港の水揚げを確保し、漁獲量および漁業生産額の増を目指します。

重点施策4) 自立した職業生活を営む安定雇用の推進

施策の概要

求職者が希望する職種が少ない、Uターン希望者が就職できる企業が少なくなど、就職しにくい状況となっています。また、新卒者の早期離職やフリーターも多くなってきています。これらを解消するため、求人開拓、求人情報の提供、就職支援、職業能力向上支援などの雇用のマッチング支援に取り組みます。また、中小企業で働く勤労者の豊かな生活の実現と企業の人材確保と定着を図るため、福利厚生サービス等の提供を行う中小企業共済会を支援します。

個別施策

番号	具体的推進策	事業主体	概要
1	地元企業育成や企業誘致による就業機会の拡大	市	地元企業支援や企業誘致を積極的に推進し雇用を拡大します。
2	雇用のマッチング対策の推進	行政	ハローワークおよび就職支援機関、団体との連携による情報提供の充実を図り、若者の職業意識や能力を高め、若年層の就職を支援します。
3	UIJターンの促進	事業者、市	人材バンクを活用し、雇用主と求職者の情報交換を促進し、就職しやすい環境をつくります。
4	職業能力向上対策の推進	教育機関、市	職業能力を高める教育訓練に対し支援することで、仕事に対する意欲を高めます。

目標数値

項目	算出方法	策定時 (18年度)	23年度 実績	5年後 (24年度)	10年後 (29年度)
有効求人倍率	有効求人数/有効求職者数	0.66	0.68	1.00以上	1.00以上

◎ 有効求人倍率を目標数値として、雇用の拡大を図ります。

重点施策5) 海運のネットワーク化と物流と人流の拠点づくり

施策の概要

重要港湾である酒田港は、地域産業の安定的な生産活動を支える拠点、エネルギー供給拠点、県内経済と暮らしを支える物流拠点として、地域経済を牽引する役割を担っています。今後、交流活動が拡大する北東アジア地域と東北地方を結ぶ日本海側のゲートウェイの形成を目指します。本港の特徴であるリサイクルポート機能の充実と強化を図り、広域的リサイクルネットワークの形成を構築します。また、内貿航路の誘致、新規国際航路の開拓、県内外の人々が海に親しむことのできる開放的な親水空間の確保、大規模地震発生時における緊急物資の輸送や防災機能の強化など港湾施設の整備と質の高い港湾サービスの提供、国際輸送ルートの拡充と交流の促進を図ります。

個別施策

番号	具体的推進策	事業主体	概要
1	ポートセールス活動の強化	経済団体、行政	物流拠点として県内外の物流の促進により、国際輸送ルートの拡充と酒田港の利用促進を図ります。
2	内貿ユニット貨物に対応した岸壁の整備	経済団体、行政	多様な輸送手段や環境に配慮した物流を担うため、内貿ユニット貨物に対応した大型岸壁の整備を促進します。
3	耐震強化岸壁の整備促進	経済団体、行政	大規模地震災害時の緊急物資輸送に対応するため、耐震強化岸壁の整備を促進します。

目標数値

項目	算出方法	策定時 (18年度)	23年度 実績	5年後 (24年度)	10年後 (29年度)
取扱貨物量	山形県港湾統計	351万トン	377万トン	500万トン	600万トン
コンテナ取扱個数	山形県港湾統計	7,500TEU	10,346TEU	12,000TEU	25,000TEU

◎ 取扱貨物量を目標数値として、酒田港の利用促進を図ります。

◎ コンテナ取扱個数（TEU⁶²）を目標数値として、国際輸送ルートの拡充を図ります。

重点施策6）高速交通網のネットワーク化

施策の概要

定住人口が減少する中、高速道路、鉄道、空港等の高速交通網の整備は、交流人口の拡大や企業誘致、地域活性化に必要不可欠な社会基盤です。

日本海沿岸東北自動車道や東北横断自動車道酒田線、地域高規格道路新庄酒田道路は、産業振興、観光振興等に大きな役割を果たすもので、ネットワーク化により地域間連携と個性豊かで活力ある地域づくりに寄与する重要な路線として整備を促進します。また、市内外を結ぶ幹線道路の整備に努め、他圏域との連携を図り市民生活の利便性の向上を図ります。

鉄道では、県土全体の一体的な発展を図る必要や機能低下が懸念される陸羽西線の機能強化として、山形新幹線の庄内延伸の実現を目指すほか、羽越本線高速化を促進します。

空港では、国内線の更なる利便性の向上を目指します。

これらを早期に実現するため、関係団体とともに、国、県等に向けて要望活動を積極的に展開します。

⁶²TEU：twenty-foot equivalent unit の略。輸送船の積載能力やコンテナターミナルの貨物取扱数などを示すために使われる単位。1 TEU は、20 フィートコンテナ（長さ 6.1m×幅 2.4m×高さ 2.6m）1 個分を表す。

個別施策

番号	具体的推進策	事業主体	概要
1	日本海沿岸東北自動車道の早期完成	経済団体、行政	酒田みなと I C～遊佐間の整備促進並びに県境区間の整備着手を図り、早期完成を目指します。
2	東北横断自動車道酒田線の整備促進	経済団体、行政	月山 I C～湯殿山 I C間の整備を促進します。
3	地域高規格道路新庄酒田道路の早期完成	経済団体、行政	余目酒田道路（酒田市東町～庄内町廻館間）の整備を促進し、早期完成を目指します。
4	酒田中央 J C T（仮称）の早期完成	経済団体、行政	地域高規格道路と高速道路を接続するジャンクションの整備を促進します。
5	合併支援道路の整備促進	経済団体、行政	安田バイパス、庄内橋等の整備を促進します。
6	山形新幹線庄内延伸の実現	経済団体、行政	山形新幹線延伸を実現するため、沿線自治体や経済団体と協力しながら駅前再整備の促進や鉄道の利用促進運動を展開します。
7	羽越本線高速化の促進	経済団体、行政	安全対策の確立と沿線自治体と協力しながら、圏域観光の振興を図り、高速化の促進に向けた運動を展開します。
8	庄内空港を離発着する国内線の運航拡充	経済団体、行政	国内線における更なる利便性の向上を図るため、国内路線の拡充を目指します。

目標数値

項目	算出方法	策定時 (18年度)	23年度 実績	5年後 (24年度)	10年後 (29年度)
日本海沿岸東北自動車道の延伸	酒田みなと I C以北	調査	調査、設計、 用地買収	工事	順次供用
地域高規格道路新庄酒田道路の整備	余目酒田道路の整備	工事	工事	工事	供用

◎ 高速道路の供用開始を目標数値として、高速交通網のネットワーク化を図ります。

市民元気プロジェクト

～ 少子高齢化対策と協働社会の創造 ～

(プロジェクト推進の方向性)

急速に進んでいる少子高齢社会の中で、本市でも合計特殊出生率⁶³の低下傾向が続き、晩婚化、未婚化の進行も併せ出生率や出生数の低下が続いています。

一方、近い将来高齢化率が30%を超える超高齢社会になると予想されています。一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯が増加し、要介護認定者数は今後も増加傾向が続くと見込まれています。

また、ライフスタイルの変化や核家族化の進行などにより、地域におけるつながりが希薄化し、地域協力体制を維持していくことが難しい地域も出てきています。

子どもから高齢者まで多くの市民が積極的に地域コミュニティ活動や市民活動に参加し、活力あるまちづくりを進めることが、地域の活性化、少子高齢化対策としても重要となっています。

地域を中心に安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進めるとともに、市民一人ひとりが健康づくりに取り組むことにより、いつまでもいきいきと暮らせる元気な社会を築きます。

(プロジェクトを進めるための施策)

重点施策1) 子どもを産み育てやすい環境づくり

施策の概要

少子化対策、子育て支援を進めるには、行政、地域住民、企業が連携し、多方面からの対策が必要です。晩婚化や未婚化の進行、子育てに対する地域住民の参加、仕事と子育て・介護等の両立支援強化などの課題を踏まえた施策を展開し、子どもを産み育てやすい環境をつくります。

個別施策

番号	具体的推進策	事業主体	概要
1	子育ての負担軽減	市民団体、市	相談機能や親子の居場所づくりの充実を図り、子育てを支援します。
2	妊娠、出産支援の充実	市	妊娠、出産に関する不安を軽減するための相談、妊婦同士の交流、父親の育児参加を目的としたマタニティ教室などを行います。
3	地域子育て支援機能の充実	市民団体、市	地域の民生児童委員や子育て経験者等、多世代が参加する地域子育て応援団をつくり、地域ぐるみで子育て支援活動を展開します。
4	特別保育事業の充実	市	延長保育や病児・病後児保育 ⁶⁴ など特別保育の充実と拡充を図ります。
5	学童保育の充実	市民団体、市	放課後子ども教室と連携を図りながら、小規模学童保育の実施および大規模学童保育の充実を図ります。

⁶³ 合計特殊出生率：人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの数を示す。平成22年では、本市が1.49、全国で1.39、山形県で1.48となっている。

⁶⁴ 病児・病後児保育：病気中や病気の回復期にあって集団保育が困難で、保護者が就労等の理由により家庭での保育ができない場合に一時的に行う保育サービス。

6	障がい児に対する支援の充実	市民団体、市	はまなし学園と関係機関の連携を強化し、障がい児の早期発見、早期療育に努めるなど支援の充実を図ります。
7	企業啓発の充実	事業者、商工団体、行政	子育てに配慮した就労環境整備のため、国、関係機関、商工団体と連携し、企業に対する啓発などを行います。
8	男女の出会いの場づくりへの支援	市民団体、市	晩婚化、未婚化に対応するため、男女の交流のためのイベント等を実施する団体に対し支援します。

目標数値

項目	算出方法	策定時 (18年)	23年 実績	5年後 (24年)	10年後 (29年)
出生数	住民基本台帳調べ(暦年)	864人	728人	730人	730人

◎ 出生数を維持していくことを目標として、子育てしやすい環境づくりを強化します。

重点施策2) いつまでも、いきいきと暮らせる健康地域づくり

施策の概要

生活習慣の改善を推進し、メタボリックシンドロームの予防対策やがん検診受診率の向上を図るとともに、生きがいを持ち、いつまでも元気に暮らせる健康長寿社会を目指して健康づくりや介護予防を進めます。また、介護が必要になっても、できる限り住み慣れた地域で生活を続けていくため、地域の中での支え合いはもとより、総合的な相談や支援を行う地域包括支援センターを中心に、保健、医療、福祉(介護)、そして地域の連携を強化します。

個別施策

番号	具体的推進策	事業主体	概要
1	地域包括ケアの推進	事業者、市	地域包括支援センターを中心とする地域包括ケア体制を構築し、住み慣れた地域での生活を支援します。
2	健全な介護保険運営	市	保険者として指導監督の強化、サービス受給の適正化を図ります。
3	がん検診の充実と受診率の向上	市民、市	疾病の早期発見、早期治療のため、検診機会の拡充、受診しやすい環境づくりを推進し、受診率を向上させ、がん死亡率を低減します。

4	メタボリックシンドロームの予防対策の推進	市民、市	生活習慣病等の疾病予防として、生活習慣改善の実践を推進し、特定健康診査・特定保健指導を実施します。
5	生きがいと健康づくりの推進	市民、市民団体、市	高齢期においても、各人の経験や技能、知識を生かしつつ、地域での交流や支え合いによって、一人ひとりが健康で生きがいのある生活ができるように、社会参加と健康づくりを推進します。
6	地域で進める健康づくりの推進	市民、市	健康でいきいきとした社会を築くため、地域で学びあい、支え合いながら健康づくりを推進します。
7	介護予防、日常生活支援サービスの充実	市民、市	地域支援事業、新予防給付事業の充実に向けての取り組みを強化します。また、高齢者の状態に応じた支援、指導の充実を図ります。
8	健康増進施設の拡充	市	市民が気軽に健康づくりを行い、元気な高齢社会を形成するため、機械器具を備えた施設や健康づくり教室の拡充を図ります。

目標数値

項目	算出方法	策定時 (18年度)	23年度 実績	5年後 (24年度)	10年後 (29年度)
がん（胃がん・大腸がん）検診受診率	検診対象者における検診受診者の割合	胃がん 30.9% 大腸がん 36.0%	胃がん 32.0% 大腸がん 40.5%	胃がん 45.0% 大腸がん 45.0%	胃がん 50.0% 大腸がん 50.0%
メタボリックシンドロームの該当者および予備群の減少率	該当者および予備群（40歳～74歳）の減少割合 (対平成18年度比)	推計 17,000人	推計 12,000人 △29.4%	△10.0%	△25.0%
要介護認定率	高齢者人口における要介護認定者数の割合	16.1%	19.6%	19.6%	19.6%

- ◎ がん検診受診率を高めること、メタボリックシンドロームの該当者および予備群を減少させることを目標数値として、健康づくりを推進します。なお、がん検診受診率については、現在、国において、胃がんの発病しやすい年齢を対象とした検診受診率向上対策が検討されています。
- ◎ 要介護認定率を抑制することを目標数値として、健康づくりや介護予防を進め、要支援、要介護状態となることや要介護状態の重度化を防止します。

重点施策3) 協働のまちづくり

施策の概要

地域の課題を市民自らが主体となって解決するとともに、しっかりと支え合う地域社会を実現することが求められています。地域コミュニティと行政が適切な役割分担のもと協力し合い、協働によるまちづくりを進め、魅力あふれる地域を創造します。

また、市民の自由な発想のもと、地域に根ざした活発な市民活動が行われ、住みよいまちとなるように支援するとともに、各市民団体や東北公益文科大学と一体となってまちづくりを進めます。

さらに、女性に対する固定的な役割分担意識や、これに基づく社会通念や慣行を解消し、それぞれの能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現します。

個別施策

番号	具体的推進策	事業主体	概要
1	地域コミュニティ活動の活性化	市民、市	各地域の独自性を生かし、地域活動を主体的に活発に行えるよう、地域ごとのコミュニティ振興会の組織運営に対し支援を行います。
2	地域コミュニティ施設の整備	市民、市	充実した地域コミュニティ活動を展開するため、活動の拠点となるコミュニティ施設を計画的に整備します。自治会館の整備についても支援します。
3	中山間地域、離島等の地域コミュニティ活動の充実	市民団体、市	他地域や市民活動団体（NPO法人等）と連携しながら交流を活発にし、地域コミュニティ活動を充実します。
4	市民活動支援体制の充実	市	市民活動団体が気軽に利用できる会議室や相談機能などを整備するとともに、市民活動を総合的に支援できる体制を構築し、市民活動団体との協働によるまちづくりを推進します。
5	東北公益文科大学地域共創センターとの連携	市民、大学、市	東北公益文科大学の学術成果を地域づくりに生かしながら、市民、大学、市が一体となって、市民活動を支え、活動の拡大を図ります。
6	男女共同参画社会の実現に向けた学習機会と情報提供の充実	市民、事業者、市	男女共同参画に関する活動が大きな広がりを持つように、各団体と連携を図りながら、講演会や学習会などを開催します。

目標数値

項目	算出方法	策定時 (18年度)	23年度 実績	5年後 (24年度)	10年後 (29年度)
地域コミュニティ施設利用者数	利用者数実績	40万人	36.5万人	36万人	38.5万人

市民・まちづくり活動団体数（NPO法人含む）	設立団体数実績	154 団体	201 団体	205 団体	220 団体
各種審議会等委員会への女性の参画率	女性委員／全委員数	25%	25.9%	30%	35%

- ◎ 地域コミュニティ施設利用者数の増加を目標数値として、地域コミュニティ活動の拡大を図ります。
- ◎ まちづくりを担う団体の設立増加を目標数値として、市民活動の充実と拡大を図ります。
- ◎ 各種審議会委員会への女性の参画率を拡大することを目標数値として、男女共同参画社会の進展を図ります。

個性創造プロジェクト

～ 公益の心と個性あふれる人、地域の創造 ～

(プロジェクト推進の方向性)

少子高齢化や核家族化、生活の多様化などから、地域での家族や世代を越えた「かかわり」が低下するなど、子どもたち、そして私たちを取りまく環境は大きく変化しています。地域づくりは人づくりを基本に、家庭や学校、地域が一体となって、「公益の心」を育み、夢あふれる未来に向かう酒田っ子を育成します。また、生涯学習活動やスポーツ・レクリエーションに親しみと生きがいを感じながら、学んだ成果を地域づくりに生かせる人づくりを進めます。

本市は、鳥海山、最上川、庄内平野などの雄大な自然に恵まれ、風格ある歴史と伝統文化に培われた港町であり、進取の気風に富むまちとして発展してきました。この特色ある資源を大切に継承し発展させ、人づくりと一体となって個性ある地域づくりを進めます。

(プロジェクトを進めるための施策)

重点施策1) 未来に向かう酒田っ子の育成

施策の概要

子どもたちが夢あふれる未来に向かって、健康で心豊かにたくましく成長していく姿は、すべての市民の願いです。明日を担う酒田っ子が、広い「かかわり」の中で「公益の心」、他への思いやりの心を持ちながら、自ら学び、自ら考える「ちから」が育まれるよう家庭や学校、地域が一体となって教育内容や教育環境を充実します。

個別施策

番号	具体的推進策	事業主体	概要
1	特色ある開かれた学校づくりの推進	家庭、学校、地域	家庭や学校、地域が一体となって「公益の心」を育みながら、特色ある魅力的な学習活動を推進します。
2	確かな学力の向上	家庭、学校、市	教職員の指導力向上や少人数指導などを進め、児童生徒が意欲的に学ぶ力を育みます。
3	道徳教育および体験活動の充実	家庭、学校、地域	人や自然、社会との関わりの中で、自分らしく生きる力を養い、役立つことの喜びや他を思いやる「公益の心」を育みます。
4	読書活動の推進	家庭、学校、市	図書に親しみ、積極的に読書する習慣づくりを推進します。
5	体力・運動能力の向上	家庭、学校、市	発達段階に適した運動を指導し、体力や基礎的運動能力の向上を図り健康な体をつくります。
6	特別支援教育および教育相談体制の充実	学校、市	発達障がいなどをはじめ、多様化する特別支援教育を充実します。また、不登校やいじめなどに対する教育相談体制を充実し、生徒一人ひとりに応じた教育を進めます。
7	学区改編および統合再編の検討、実施	学校、地域、市	充実した学習環境を確保するため、小中学校の適正規模や適正配置を推進します。

目標数値

項目	算出方法	策定時 (18年度)	23年度 実績	5年後 (24年度)	10年後 (29年度)
公益、道徳性を養う 体験活動の割合	小・中学校の実施 校数の割合	46.6%	54.1%	100.0%	100.0%
体力向上の割合	小学3年生の 50m 走の平均タイム ()内は18年度の参考 数値	市平均 (男子 10.41 秒) (女子 10.54 秒)	男子 10.41 秒 女子 10.54 秒	県平均以上 (男子 10.33 秒) (女子 10.50 秒)	全国平均以上 (男子 10.18 秒) (女子 10.49 秒)
不登校児童と生徒 の割合	全児童生徒に対す る出現率	小 0.10% 中 2.50%	小 0.17% 中 1.96%	小 0.10%未満 中 1.90%	小 0.10%未満 中 1.30%

- ◎ 公益、道徳性を養う体験活動の実施割合を目標数値として、「公益の心」の醸成を図ります。
- ◎ 運動能力の基礎となる50m走の平均が、県、全国平均より低い状況にあり、5年後には県平均、10年後には全国平均を上回ることを目標数値として、体力の向上を図ります。
- ◎ 不登校児童、生徒の割合を少なくすることを目標数値として、相談体制の充実や他を思いやる心の醸成等を図ります。また、不登校に至る原因は複雑で多岐にわたるため、それぞれの子どもの心に寄り添った相談対応に努めます。

重点施策2) 生涯学習と生涯スポーツを通じた人づくり、まちづくり

施策の概要

社会の変化が急速に進み、市民の生活意識や価値観が多様化している時代にあって、健康で心豊かに充実した人生を送るために、「いつでも」「どこでも」「だれでも」気軽に生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動に参加できる環境を整備します。また、学んだ内容や成果を自ら進んで地域社会に還元できる人づくりを進めます。

個別施策

番号	具体的推進策	事業主体	概 要
1	各年代期に適した学びとスポーツの推進	市民、市	乳幼児期から高齢期まで各年代ごとに目標を持ちながら、講座やスポーツの場を提供します。また、生涯全期にわたる交流や公益活動を通じた人材の育成を図ります。
2	生きがいづくり、仲間づくりへの支援の充実	市民、市	各種講座の提供、自主学習サークルの活動を支援するとともに、学習ボランティアの育成や学習成果を発表する場を提供します。
3	健康スポーツ・レクリエーションの普及	市民、体育団体、市	ウォーキングなど、楽しみながら気軽にできるスポーツ・レクリエーションの普及を図り、市民の健康な体づくりを進めます。
4	図書館のネットワーク化によるサービスの充実	教育機関、市	市立図書館と東北公益文科大学の図書館をネットワーク化し、インターネットや携帯電話を利用した貸出しを行うなど、利便性の向上を図ります。

目標数値

項目	算出方法	策定時 (18年度)	23年度 実績	5年後 (24年度)	10年後 (29年度)
生涯学習事業の満足度	アンケート調査	73%	87%	83%	85%
図書館利用の割合	館外貸出冊数	457,000冊	569,505冊	575,000冊	635,000冊
	館外貸出人数	127,000人	155,163人	157,000人	164,000人
運動習慣者の割合の増加	アンケート調査	男 36.2%	男 40.2%	男 45.0%以上	男 45.0%以上
		女 33.2%	女 32.6%	女 40.0%以上	女 40.0%以上

- ◎ 中央公民館主催事業の参加者に対する満足度アンケート調査値を目標数値として、学習意欲の高まりを図ります。
- ◎ 図書館利用者と貸出冊数を目標数値として、読書意識の高まりを図ります。
- ◎ 健康さかた21後期計画の市民アンケート調査における運動習慣者の割合を目標数値として、健康、スポーツへの意識や取り組みの高まりを図ります。

重点施策3) 歴史と文化が織りなす人づくり、まちづくり

施策の概要

本市には、各地域に長年受け継がれてきた優れた歴史、文化遺産が多くあります。その価値を見つめ直し、新たな資源を掘り起こしながら、市民共有の財産として次世代に継承し、発展させるとともに、地域の個性を高め合うまちづくりを推進します。また、故郷に誇りと愛着を持つ子どもたちを育てていくために、地域の歴史文化に気軽に触れられる環境を整備します。

個別施策

番号	具体的推進策	事業主体	概要
1	民俗芸能、伝統行事の保存、継承と活用	市民、市民団体、市	後継者を育成するなど長年地域で育まれてきた民俗芸能や伝統行事の保存活動を支援します。また、発表機会を提供し、地域振興や観光振興への活用を図ります。
2	自主的文化活動の促進と企画運営ができる人材育成	市民、芸術文化団体、市	市民等の主体的な文化活動を支援するとともに、企画運営しさまざまな分野や団体間をつなぐ人材とリーダーを育成します。
3	さかた歴史街道事業の推進	市民、市民団体、市	本市に古くから伝わる歴史、文化遺産等を掘り起こすとともに、周遊して、貴重な文化に触れてもらう施策を展開します。

4	歴史文化、自然資源の観光活用	市民団体、市	長年地域で育まれてきた歴史、文化遺産や自然景観等を保存、継承し、また、各文化施設の企画展示を充実させ、それらを広く発信することにより、交流人口の拡大を目指します。
5	歴史の街づくりの推進	市民、市	商業高校跡地を中心に歴史文化施設を有機的に結び、歴史の街づくりを推進することにより、故郷に誇りと愛着を持つ子どもたちを育み、交流人口の増を目指します。

目標数値

項目	算出方法	策定時 (18年度)	23年度 実績	5年後 (24年度)	10年後 (29年度)
民俗芸能保存団体の育成、組織化	民俗芸能保存会登録団体数	24団体	32団体	33団体	36団体
市民芸術祭入場者数	入場者数実績	23,500人	26,939人	26,500人	27,000人
文化施設の利用者数	利用者数実績	276,000人	230,161人	281,000人	286,000人

- ◎ 民俗芸能保存会加入団体の増加を目標数値として、保存、継承活動の活性化を図ります。
(平成18年度調べでは、市全域で82の活動団体がある。)
- ◎ 市民芸術祭入場者の増加を目標数値として、芸術文化活動の活性化を図ります。
(平成18年度は第50回記念のため、平成17年度の入場者数を使用)
- ◎ 文化施設の利用者数を目標数値として、文化意識の高まりや交流人口の増加を図ります。

まち快適プロジェクト

～ 美しく暮らしやすい安全で安心なまちの創造 ～

(プロジェクト推進の方向性)

景観の美しさや潤いを大切にした快適なまちづくり、安全で安心な居住環境と自然環境が調和したまちづくりのために、市民の積極的で主体的な活動が期待されています。

市民参加による公園都市構想や酒田らしい美しい景観づくりを推進しながら、高齢者や障がい者などすべての人が快適に暮らすことのできるユニバーサルデザインによるまちづくりを推進します。

災害に強いまちづくりを目指し、建物の耐震化を進める一方、市民が地域防災に力を発揮することができる社会を築きます。

地球温暖化など環境問題が深刻化する中で、限りある資源を有効活用しながら地球環境を保全していく環境共生、循環型社会の形成が必要となっています。再生可能エネルギーの活用や省エネルギー施策を推進し、環境にやさしい循環型社会に向けて、みんなが参加し行動するまちづくりを進めます。

(プロジェクトを進めるための施策)

重点施策1) 公園都市構想の推進

施策の概要

まち全体を一つの公園として、美しくやすらぎとぬくもりにあふれた快適なまちをつくるため、緑化、美化ボランティア活動を広げ、緑豊かな空間づくりやごみや雑草のない心地よい環境づくりを行います。

個別施策

番号	具体的推進策	事業主体	概要
1	市民参加による公園づくりの推進	市民、市	地域住民自らが、地域の特色や要望等を取り入れながら計画から実施まで、「手づくり」で行う公園の整備を推進します。
2	緑化、美化ボランティア活動の推進	市民、市	道路、河川、公園の清掃や草刈りなど、市民、企業による「美化サポーター」の活動を支援します。
3	緑化の推進	市民、市	緑豊かで潤いあるまちづくりを進めるため、公共施設の緑化や生け垣支援などにより、市民の緑化意識の高揚を図ります。

目標数値

項目	算出方法	策定時 (18年度)	23年度 実績	5年後 (24年度)	10年後 (29年度)
手づくり公園事業の推進	実施公園数	66箇所	103箇所	124箇所	198箇所
美化サポーターの登録人数	登録人数	7,100人	10,584人	10,600人	11,000人

◎ すべての都市公園や農村公園などで、手づくり公園事業を実施することを目標数値として、市民参加による公園整備を推進します。

- ◎ 美化サポーター登録人数の増加を目標数値にして、地域住民が主体となった身近な環境の改善を推進します。

重点施策2) 美しい景観づくり

施策の概要

日本海や最上川、鳥海山などの自然景観に加え、山居倉庫とケヤキ並木、旧台町や旧寺町界隈、松山城址周辺などの歴史、文化的景観を生かしたまちづくりを進めるため、景観法に基づく計画を策定し、美しい景観づくりを基本とした総合的な景観行政を推進します。

個別施策

番号	具体的推進策	事業主体	概要
1	市民への景観啓発活動の充実	市	さかた景観百選事業や景観シンポジウム、セミナーを開催し、景観に対する意識啓発を図ります。
2	景観形成重点地域の指定	市民、事業者、市	美しい街なみづくりのための地域指定を拡充し、助成制度の活用による良好な景観づくりを進めます。
3	景観づくり活動への支援	市民、事業者、市	景観づくりの市民リーダーの育成を図り、市民の自主的な組織の立ち上げを支援します。

目標数値

項目	算出方法	策定時 (18年度)	23年度 実績	5年後 (24年度)	10年後 (29年度)
景観形成重点地域の 指定数	指定地域数 (累計)	0地域	2地域	3地域	6地域

- ◎ 山居倉庫周辺や旧台町、旧寺町周辺など、歴史、文化的景観を生かした地域等を重点地域に指定することにより、美しい景観形成に取り組めます。

重点施策3) 災害に強い安全で安心なまちづくり

施策の概要

阪神・淡路大震災や新潟中越地震、能登半島地震、新潟中越沖地震、東日本大震災など大規模な地震が発生し家屋の全半壊や津波被害等甚大な被害をもたらしました。

本地域では、庄内平野東縁における地震や日本海東方沖地震等の発生が懸念されています。このため、建築物の耐震改修促進計画に基づき、災害時の避難施設や救護施設など公共施設の耐震化を推進するとともに、住宅についても耐震化率を高めます。また、消防機能など地域防災の強化を図りながら、地域力による自主的防災活動を高めます。

さらに、近年の局所的な集中豪雨による市街地部の道路冠水等の被害を解消するため、雨水幹線の整備を行い、安全で安心なまちづくりを進めます。

個別施策

番号	具体的推進策	事業主体	概要
1	公共施設耐震化の推進	市	災害時の避難施設、救護施設、災害対策本部となる公共施設は、優先順位を考慮しながら、耐震化を推進します。
2	住宅耐震化のための支援制度	市民、市	耐震診断・耐震補強工事費用に支援することにより、住宅の耐震化を促進します。
3	危険ブロック塀の解消	市民、市	地震時に倒壊する可能性がある危険ブロック塀を撤去することにより、通学路等の安全を確保します。
4	雨水幹線排水路の整備	市	市街地の道路冠水等の被害を解消するため、雨水幹線等の改修を行います。
5	消防団の体制強化	市	消防資機材の整備や団員の資質向上に努め、災害時に瞬時に対応できる体制の強化を図ります。
6	自主防災組織に対する支援	市	地域防災体制の強化を図るため、自主防災組織の活動、防災資機材の整備に支援します。
7	自主防災リーダーの育成	市	自主防災活動の設立および強化を進めるため、防災活動を推進するリーダーを育成します。

目標数値

項目	算出方法	策定時 (18年度)	23年度 実績	5年後 (24年度)	10年後 (29年度)
住宅の耐震化率	耐震化率	(注)68%	—	80%	90%
危険ブロック塀の解消	危険箇所数	100か所	92か所	50か所	0か所
自主防災組織率	組織率	79.1%	91.5%	95.0%	100.0%

◎ 昭和56年以前に建築された木造住宅の耐震化率の向上と危険ブロック塀の解消を目標数値として、危険箇所の解消と住宅の耐震化を推進します。

(注) 県内の住宅総数は372,500戸があり、現行の耐震基準が適用された昭和56年以前に建築された住宅が175,700戸あります。県調査によると、その中で耐震性があると考えられる木造住宅の推計値を30%、非木造の住宅の推計値を76%で算定し、昭和57年以降に建築された196,800戸に合計すると256,000戸となり、耐震性を満たす割合が、平成

18年度68%となります。

◎ 市内全域での自主防災組織率を目標数値として、自主防災組織の体制強化を図ります。

重点施策4) みんなでつくる循環型社会

施策の概要

多様化するライフスタイルや経済活動により、環境問題はごみの増加など身近なものから、温暖化など地球規模のものにまで広がっています。豊かな自然や環境を未来に引き継いでいくため、市民一人ひとりの環境に対する自覚と責任を喚起しながら、みんなが参加し行動する、環境にやさしい循環型社会を目指します。

個別施策

番号	具体的推進策	事業主体	概要
1	環境保全活動の促進	市民、行政	市民一人ひとりが取り組む環境にやさしい行動（エコアクション）を促進します。
2	ごみ減量情報の提供および普及啓発活動の推進	市民、市	ごみ3R ⁶⁵ 運動を推進し、ごみの減量化を促進します。
3	再生可能エネルギーの普及促進	市民、事業者、市	地球温暖化防止のため、環境にやさしい太陽光や風力、バイオマスなどの再生可能エネルギーの普及促進を図ります。
4	生活排水対策事業の推進	市民、市	公共下水道、流域関連公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽による生活排水処理事業を推進し、河川の水質を改善します。

目標数値

項目	算出方法	策定時 (18年度)	23年度 実績	5年後 (24年度)	10年後 (29年度)
市民1人あたり のごみ排出量	家庭系の普通ごみ 1人1日あたりの排出量	756g	717.73g	674g	652g
リサイクル率	ごみ資源化量／ごみ排出量	18.6%	16.9%	23.7%	25.1%
下水道等普及率	使用可能人口／人口	74.4%	91.7%	93.1%	100.0%

◎ 一人ひとりのごみ排出量を目標数値として、減量するための「ごみ3R運動」を推進します。

◎ 下水道等普及率を目標数値として、水質浄化を推進します。

⁶⁵ 3R：買う量を減らす（リデュース）、繰り返し使う（リユース）、資源に再生して再利用する（リサイクル）のこと。

8 基本指標

(1) 人口フレーム（推計）

本計画の基礎となる人口フレームを一般的な推計方法であるコーホート変化率法⁶⁶で推計すると、計画最終年度の平成29年度には、10万人台前半まで減少すると予測されます。高齢化の進行に伴う高齢者数の増加による死亡数の増と出生数の減少傾向により、人口の減少は避けられない環境といえます。

人口は、出生数と死亡数の差である「自然動態」の増減と転出者数と転入者数の差である「社会動態」の増減により変動します。重点プロジェクトの目標数値に掲げたように、「自然動態」では、出生数の現状維持を図り、検診や健康づくりの充実により元気な高齢者を増やすことで人口減少を抑えます。また、「社会動態」では、企業誘致、地場産業の振興により雇用拡大を図り、観光や農林水産業についても新規雇用を生み出すことにより社会動態の均衡を維持し、人口減少を抑えます。

このことにより、世界規模での産業構造の変化、価値観の多様化、人口減少・少子高齢化等、本市を取り巻く状況の厳しさを踏まえつつも、市民や関係団体、行政が一体となって、産業振興による雇用の拡大、子どもを産み育てやすい環境整備をはじめ、各種施策に取り組むことにより人口減少をより緩やかなものにしなが、平成29年度の総人口目標を11万人とするものです。

(2) 財政運営の方針

＜総合計画を推進するための財政運営について＞

本市の財政環境は、少子高齢社会の到来、長引く景気の低迷による税収の伸び悩み、補助金の縮減等により、一段と厳しさを増しています。これまでの健全運営により実質公債費比率⁶⁷等各種財政指標は特に厳しい状況に至っていませんが、合併後11年目以降は、歳入の根幹である地方交付税⁶⁸の漸減も控えており、常に財政状況を注視し、持続可能な安定した行財政運営を行っていく必要があります。今後も、さらに健全な財政運営を進め、本計画に掲げた施策を着実に実施していくためには、合併効果をこれまで以上に追求し、新行財政集中改革プランの実行と施策評価等での事業見直しを徹底し、効率的、効果的な財政運営を行っていきます。

期間中は行政サービスの水準を維持しつつ、以下の項目を骨子として本計画に位置づけられた各種施策を着実に実施していく一方、選択と集中により将来的にも安定した財政運営に留意していきます。

① 投資事業について

総合計画期間中の投資事業額は、合併の新市建設計画策定時に設定した単年度38億円で10年間とした380億円以上を目標として、国・県等の特定財源の確保に努めながら、合併特例債⁶⁹や過疎対策事業債⁷⁰など有利な起債の活用期限や財政中期展望を踏まえて事業を推進します。

② ソフト事業について

⁶⁶ コーホート変化率法：過去における実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。
(本計画は、平成19年から23年の住民基本台帳人口より推計した)

⁶⁷ 実質公債費比率：地方公共団体の公債費による財政負担の度合いを判断する指標として、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられるもの。18%以上は、起債の発行に許可が必要。25%以上は、一部の起債が制限される。

⁶⁸ 地方交付税：地方公共団体の財源の偏在を調整するために、国が必要な財源を確保し、地方行政の計画的な運営を保障するために交付するもの。

⁶⁹ 合併特例債：合併した市町村が、合併後10年間を目途として返済金の多くを交付税で措置される有利な借入れ制度。平成24年6月27日に東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律が施行され、合併後15年間に延長された。

⁷⁰ 過疎対策事業債：過疎地域自立促進特別措置法に基づいて発行される地方債。過疎地域に該当する市町村に限り発行が認められ、返済金の多くを交付税で措置される有利な借入れ制度。平成24年6月27日に法律の一部を改正する法律が施行され、失効期限を5年間延長し平成33年3月31日としている。

ソフト事業の新規実施、拡充については、既存事業を見直し、合併効果によるスケールメリットの更なる追求、市民との協働、民間活力の導入による財政のスリム化等により財源確保を図りながら、効果的、効率的に取り組めます。

③ 歳入確保について

企業誘致施策をはじめ、さまざまな雇用対策・経済対策を積極的に推進し、自主財源の根幹である税収の確保に努めます。また、平成27年度までの地方交付税、起債等の合併支援措置を有効に活用していきます。

④ 期間中の財政指標について

実質公債費比率をはじめとする健全化判断比率⁷¹については、各設定基準値以下に維持していきます。

⁷¹ 健全化判断比率：「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が規定する、地方公共団体の財政健全化を判断する財政指標のこと。地方公共団体はこれらを公表し、比率が基準値を超えた場合には、財政計画を策定することが義務づけられた。

計画推進のために

Ⅲ 計画推進のために

1 市民と共に取り組むまちづくり

地域社会が抱える今日的課題は、それぞれが置かれた立場や状況、価値観などにより多種多様となっています。こうした多様なニーズに的確に対応し、効果的で効率的なサービスを提供するためには、市民と行政が協働しまちづくりを進めていく必要があります。

協働のまちづくりの基本となる市民と行政の情報共有のために、広報やホームページなどを通じて情報を提供し、市民への情報公開を積極的に実施します。

さらに、さまざまな機会を通して市民意見を施策に反映することはもちろん、市民参画による計画策定や事業の実施、そして事業の評価などを推進します。

市民一人ひとりが地域社会に一層関心を持ち、主体的にまちづくりに参加することで、この総合計画を大きく推進することができます。

2 計画の確実な実行を目指して

計画の策定・実行は、目標（計画）づくり(Plan)から始まって、行動(Do)⇒ 確認(Check)⇒ 改善(Action)のサイクルを常に繰り返しながら進めていく必要があります。

本計画は、達成および進捗状況を毎年度確認し、その内容を常に公表します。また、毎年予算化される各事業は、その選択や実施方法が適切であるか、最小の経費で最大の効果が得られているかを評価し、その結果を公表します。

また、各個別計画については、本総合計画の定める方向性に従い、具体的な実施内容を記載するものとし、本計画と連動して評価と検証を行います。